

第22回農地総会議事録

開催日時	令和元年5月8日（水） 午後3時50分から午後4時40分		
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室		
出席委員	西野 幸一 ・ 西本 統洋 ・ 池澤 誠 ・ 加藤 孝幸 ・ 高橋 政継 ・ 廣井 千里 中島 義幸 ・ 大野 哲 ・ 久保田 彦昭 ・ 山崎 茂盛 ・ 竹内 義昭 ・ 中島 正根 山本 和正 ・ 松田 環 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 ・ 矢野 強 以上18名		
欠席委員	中山 忠明		以上1名
事務局出席者	長岡事務局長 ・ 岩崎次長 ・ 竹内係長 ・ 谷川主任 ・ 尾崎主任		以上5名
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 非農地証明願の件 議案外（報告） ①農地法第3条の3の規定による届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 ⑥農業経営基盤強化促進法の申請取消・取下・訂正処理の件		
備 考〔添付書類〕	○第22回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第2号議案・第3号議案机上配布資料 ○今後のスケジュール		

開 議 会 長	(議長高橋政継が、挨拶して開会を宣す。(午後3時50分)) 只今から第22回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告をいたします。中山忠明委員が欠席です。委員総数19名中1名が欠席で、出席委員が18名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない、と定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。議事録署名委員は、加藤孝幸委員、上田博委員の2名をお願いいたします。
議 議 長 谷川主任	ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は5件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、行川、その他の区域、登記地目田、現況畑、628 m ² を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、柿及び梅を栽培する予定であるとのことです。 農機具の保有状況につきましては、耕耘機など9台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、父及び母と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、現在の果樹の栽培を継続して行い、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。 続きまして案件2は、五台山、市街化調整区域、田、571 m ² を、譲受人の経営拡大のため、所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 今回の申請の譲受人はいの町に居住しておりますので、いの町農業委員会の耕作証明書が添付されております。耕作証明書によりますと、経営農地は全ていの町内にあり、所有及び借入れ

ている農地を全て耕作しているとのことです。したがって、議案書に記載している経営面積は、全ての町の経営農地となります。なお、今回の申請地では、葉もの野菜類を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況につきましては、防除機を1台所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、夫と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の水利調整の取り決めに遵守し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件3は、種崎、市街化区域、登記地目雑種地、現況畑、1,511 m²外2筆、合計2,596 m²を、譲受人の経営拡大のため、所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、果樹を栽培する予定であるとのことです。なお、議案書に記載している経営面積が 3,728.45 m²となっており、申請の時点では4反を下回っておりますが、今回の申請が許可となりますと、経営面積は合計で 6,324.45 m²となり、下限面積要件を満たすこととなります。

大農機具は所有していないとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、近隣が公園、墓地、公衆用道路と自己の経営する会社施設であり、農業上の利用に関して特に影響を与える恐れはなく、農業の経営にあたっては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件4は、春野町弘岡下、市街化調整区域、畑、439 m²を、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況につきましては、コンバインなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻や孫の嫁と共に農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺農業者と協調して耕作するとともに、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従うことから、特に影響がないと考えるとのことです。

	続きまして案件5は、春野町西畑、市街化調整区域、畑、13 m²を、譲受人の希望による経営拡大により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では大根とイモを栽培する予定であるとのことです。 農機具の保有状況については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、妻や長男と共に農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、周辺地域と同様の耕作を計画していることから、特に影響がないと考えるとのことです。 以上、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。 以上で第1号議案の説明を終わります。
議 長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第一、第二、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。
西野委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	報告します。案件2、案件3については担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	報告します。案件4と案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見や質問がありましたらお願いいたします。
西本委員	案件1の申請地と、譲受人の経営農地の位置関係を確認したい。
事 務 局	(譲受人の経営農地と申請地との位置関係について説明)
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 議長	(意義なし) 第1号議案については、全ての案件について許可することに決定をいたします。
谷川主任	続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。 今日は、1件の申請が出されております。議案書は4ページをご覧ください。 案件1は、長浜蒔絵台一丁目、市街化調整区域、登記地目宅地、現況畑、179.29 m²外1筆、合計 351.69 m²を、露天駐車場に転用するという内容の申請です。現地案内図は、No.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 農地の区分につきましては、長浜蒔絵台の団地内にある農地のため、周辺には宅地が連坦しており、農用地区域にも指定されていないことから、第3種農地と判断しております。 それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、①と書いている資料をご覧ください。 今回の申請地は、2筆とも議案書に記載しているとおり2名の共有地となっており、1名は横浜新町に居住しており、もう1名は大阪府に居住しております。 事業計画書によりますと、路上駐車削減、交通事故防止、街の美観保持のため、申請地で貸し駐車場を経営したいとのことです。 続いて、申請地の土地利用計画図をご覧ください。転用の計画としては、既に宅地として造成されている区画を2区画使用して、全部で 18 台分の貸し駐車場に転用することです。申請地表面は排水勾配の調整程度の整地を行い、アスファルト舗装を行う計画となっております。なお、駐車場への転用ですので、発生する排水は雨水のみで、申請地全体に北向けの排水勾配をとり、申請地北側の市道の道路側溝に流す計画となっております。申請地への進入経路としては、北側に隣接する市道から直接侵入する計画となっております。 申請地周囲の状況については、東側は本件申請人名義の畑、西側は幅員約 13 メートルの市道を挟んで宅地、南側は本件申請人名義の畑及び本件申請人が代表者の法人名義の畑、となっております。 隣接している農地が、本件申請者に関連した名義の農地のみであり、同意書としても添付されていることから、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えられます。 他法令の手続きとしましては、本件申請地は、平成 13 年に高知市が地区計画を策定している地区であるため、都市計画法の開発許可は不要ですが、都市計画課に確認したところ、土地の形質変更にあたる行為を行う場合は、届出が必要とのことでしたので、その旨申請者に伝えております。 次に、添付書類についてご説明いたします。資金証明書類として、申請人の内1名を含む夫婦連名名義の預金通帳の写しが添付されており、金額は十分にあることを確認しております。なお、

	口座名義が連名となっている妻から、資金を使用することについての同意書も添付されていることから、今回の転用に必要な資金を賄えることを確認しております。 また、本件申請地は、さきほどご説明いたしましたとおり、いずれも2名共有地となっており、転用に必要な資金は2名共有者のうち1名が全て拠出する計画となっております。 もう1名の共有者については、本件の申請人として記名押印があることから、共同で農地の転用を行う者としての意思表示が明確であり、また、民法第251条に規定される共有物の変更の要件も満たしています。仮にもう1名の共有者の意思表示がなければ、民法の規定に違反することとなるため、本件申請に関しては、共有者2名双方の意思表示は必要不可欠かつ不可分であると考えます。 したがって、本件申請の資金証明書類として、共有者の内1名のみが資金を拠出すること自体に民法及び農地法上の違法性はなく、農地法第4条第6項第3号に規定される資力及び信用に関しては、必要十分であり、転用の確実性は担保されているものと考えます。 次に、地区の土木委員の意見については不要である旨、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。 以上で第2号議案の説明を終わります。
議 長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二事前審査会です。第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	報告します。案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員との現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問があればお願いいたします。
西本委員	申請者が申請地を選んだ理由及び必要な理由については、違法駐車や交通事故の防止となっているが、あくまで目的は農業以外で収入を得るためではないかと思いますが。
長岡事務局長	申請書に記載されている内容は先ほどご説明したとおりでございます。申請者の方も地域の事情を踏まえての申請となっているものと思われます。
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら、案件1につきましては、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、案件1につきましては、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。
	続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。

谷川主任

事務局より議案の説明をお願いします。

今月は1件の申請が出されております。議案書は6ページをご覧ください。

案件1は、高須、登記地目田、現況畑、613㎡を近隣で行う高知中央インターチェンジ高架橋上部工事の工事関係者用の露天駐車場及び仮設休憩所・仮設トイレとして、許可日から令和2年8月31日までの期間で一時転用するため、賃借権を設定するという申請となっています。なお、本件申請地は、入交建設株式会社が一時転用の農地法第5条許可を受けて平成31年3月31日までの期間で露天駐車場として利用しております。その後、農地に復原された後に、再度本件賃借人が一時転用するものです。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクで塗りました所が申請地です。

農地の区分につきましては農用地区域内の農地となっております。通常、農業振興地域の農用地区域内の農地については転用の対象とはなりませんが、今回の案件は一時転用であるため、不許可の例外に該当するものと判断しております。それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、②と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、賃借人はこの度、国土交通省四国地方整備局発注による、高知中央インターチェンジ第3高架橋上部工事を請負、施工するにあたり、工事関係者用休憩所及び駐車場として、工事場所から近く県道沿いにある本件申請地を借り受けるに至ったものであるとのことです。

申請地は、現状よりかさ上げ等はせず、現地を砕石敷きといたしまして、仮設休憩所6棟、仮設トイレ5基、工事関係者用駐車場17台、来客用駐車場3台分に転用する計画となっております。進入は南側の里道より進入するとのこと。なお、排水については、雨水のみとなっており、自然浸透の他、敷地内の西側にある既設の排水管より、県道側溝に排水する計画となっております。

周囲の農地に対する被害防除計画といたしまして、申請地北側は駐車場、南側は市道及び宅地、東側は雑種地及び市道を挟んで賃貸人が所有する田、西側は県道となっており、周辺農地に影響を与えるおそれはないものと考えます。

添付書類についてご説明いたします。先程もご説明しましたとおり、隣接する農地は東側の雑種地を挟んで賃貸人所有の農地のみであるため、同意書の添付はありません。その他、土地改良区から「問題なし」との内容の意見書、土地の賃貸借契約書の写し、資金証明書類の他、賃借人の法人登記・法人定款等が添付されております。

また、土木委員の意見につきましては、問題ないことを事務局で確認しております。

他法令につきましては、農振法関連で、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にあるため、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか農林水産課に意見を聞いたところ、4月11日付けで「転用面積は必要最小限とし、事業実施にあたっては、周辺農地等に支障がないようにすること」「期間終了にあたっては、速やかに原状に復すること」との回答がありました。

議 長	以上で、第3号議案の説明を終わります。 第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。
竹内委員	報告します。案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地調査を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら、案件1につきましては、農用地区域に指定されている農地であるため、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、案件1につきましては、農用地区域に指定されている農地であるため、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。
谷川主任	次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は11件の申請が出されております。内訳は、所有権移転の案件が1件、利用権の新規設定が2件、更新設定が8件となっております。 議案書は8ページをご覧ください。所有権移転の総括表を掲載しております。 今月は、所有権を移転する者が1人、所有権の移転を受ける者が1人で、所有権移転を行う農地は田が2筆で2,074㎡です。 次に、議案書は9ページをご覧ください。利用権設定の総括表を掲載しております。まず、表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が8人で延べ10人、利用権の設定を受ける者が8人で延べ10人となっております。 土地の内訳は、田が25筆で14,820㎡、畑が12筆で3,100㎡、合計37筆で17,920㎡です。また、設定の内訳を見ますと、更新設定が33筆で15,636㎡、新規設定が4筆で2,284㎡となっております。 利用権設定の期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。 それでは、最初に所有権移転の案件から説明をさせていただきます。議案書は13ページをご覧ください。 案件7は、高須砂地、田、1,215㎡外1筆、合計2,074㎡を売買により所有権を移転するもので

	す。本案件は、平成 30 年 12 月 18 日に、譲渡人より売りたいとの申し出がありまして、平成 31 年 4 月 8 日に JA 高知市高須支所にて、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。所有権移転の案件については、以上です。 続きまして、利用権の新規設定の案件のみ、説明をさせていただきます。議案書は、13 ページのままでお願いします。 案件 8 は、介良乙、田、998 m²を、高知県農業公社が中間管理権を設定し、令和元年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 10 年間、農地を借り受けるという、使用貸借権の新規設定です。なお、本件の貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。 続きまして、議案書は 14 ページをご覧ください。 案件 10 は、春野町弘岡下、田、424 m²外 2 筆、合計 1,286 m²を、農地中間管理機構が中間管理権を設定し、令和元年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの 3 年間、農地を借り受けるという、賃借権の新規設定です。なお、本件の貸付予定者は、現地で野菜を栽培する予定であるとのことです。 以上、更新案件も含めて、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。 全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和元年 6 月 1 日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。以上で第 4 号議案の説明を終わります。
議 長	議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いします。
西野委員	報告します。案件 1 から 3 については、計画は妥当と認めました。
議 長	次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いします。
山崎委員	報告します。案件 4 については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。
竹内委員	報告します。案件 5 から案件 8 については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いします。
川澤委員	報告します。案件 9 から案件 11 について、計画を妥当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件について、計画が妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(意義なし)

議 長	全ての案件について、計画は妥当なものと決定いたします。 次に、第5号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
谷川主任	非農地証明の取り扱いについては、昨年度に改定しました要領が4月1日より施行されたところですが、今月の審議、報告にあたる案件は、旧要領の期限である3月末までに証明が出た案件のみでした。 したがって、今月については、これまでと同様に追認の案件のみ、議題としてあげさせていただきます。 なお、来月以降は、新要領のもとでの案件が出てまいりますので、そちらについては来月の農地総会で、改めて取り扱いをご説明させていただきます。 それでは、議案書は16ページをご覧ください。今月は4件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。 地区の内訳は、朝倉が2件、秦が1件、議案書は17ページに移りまして五台山が1件となっております。全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。
議 長	第5号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。全ての案件について、追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、第5号議案につきましては追認することに決定いたします。 続きまして、議案外の報告を一括してお願いします。
谷川主任	まず、①農地法第3条の3の規定による届出の件についてご報告いたします。議案書は19ページから20ページをご覧ください。 今月は1件の届出が出されており、地区の内訳は土佐山が1件となっております。 当該案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は22ページをご覧ください。 今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、中央が1件、大津が2件となっております。 全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

議 長 委 員 議 長	続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書 24 ページをご覧ください。 今月は14件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、議案書は25ページにまたがりまして鴨田が2件、議案書は26ページにまたがりまして長浜が2件、議案書は28ページにまたがりまして一宮が7件、介良が1件となっております。 全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、④農地法第 18 条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は 30 ページをご覧ください。 今月は、2件の合意解約通知が出されており、地区の内訳は春野が2件となっております。全ての案件について、農地法施行規則第 68 条第2項の規定に基づき、当事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局専決処理により受理しております。 続きまして⑤農地法各条の申請取消・取下・訂正の件についてご報告いたします。議案書は 32 ページをご覧ください。 案件1は、平成 29 年3月 29 日付けで農地法第4条第 1 項第7号の規定に基づく農地転用届出を受理しておりましたが、転用完了前に所有権移転を行うことになったため、平成 31 年4月5日付けで取消願が提出され、同日付けで事務局にて受理しております。なお、これに併せて農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出書が平成 31 年4月5日付けで提出されており、こちらの案件については、来月の農地総会にてご報告させていただきます。 続きまして⑥農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正の件についてご報告いたします。議案書は 34 ページをご覧ください。 案件1の重倉、田、1,104 ㎡外1筆、合計 1,687 ㎡の対象地は、平成 31 年2月5日の農地総会で農用地利用集積計画が妥当とみなされ、平成 31 年3月1日に当該計画が高知市により公告される予定の土地でしたが、公告される前に、賃借人が亡くなったことが判明したため、公告を行うことができないままとなっております。その後、土地所有者と、賃借人の法定相続人との間で、計画を白紙に戻すことで話がまとまったため、改めて土地所有者及び賃借人の法定相続人全員から、当該申請の取下げ願いが出され、事務局にてこれを受理したものです。 以上で議案外報告を終わります。 議案外報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案外報告を終わります。 事務局からの連絡がありましたらお願いいたします。
----------------------------------	--

事務局報告 岩崎次長	(令和元年度今後のスケジュールについて説明)
次回農地総会 議長	次回の農地総会は6月5日(水)を予定しております。
閉会 議長	本日の議案は、全て終了いたしました。 以上で、第22回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時40分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 2 年 1 月 30 日

議長

高橋政継

議事録署名委員

加藤孝幸

議事録署名委員

上田博

議事録作成者

尾崎 哲雄